

訪問入浴介護サービス重要事項説明書 R6.6

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0879-62-1234

窓口時間 午前8時30分～午後5時00分

2 当事業所の概要

(1) 訪問入浴介護サービス事業者の指定及びサービス提供地域

事業所名	土庄町訪問入浴サービスセンター
所在地	土庄町淵崎甲 1400 番地 25
介護保険指定番号	訪問入浴介護 香川県 3771200247
サービスを提供する地域	土庄町内

(2) 当事業所の職員体制

管理者	1人
サービス従事者	看護職員 1人以上
	介護職員 2人以上

(3) 営業時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時00分

(ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までの日を除きます。)

3 サービスの内容

(1) 入浴前後の血圧、脈拍、体温等の測定

(2) 入浴、洗髪及び清拭の介護

(3) その他必要な介護、相談及び助言

- ・サービスの提供は、お客様の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止となるよう懇切丁寧に行います。
- ・サービスの提供に用いる設備、器具等については安全、衛生に注意します。特に身体に接触する設備については、サービスの提供ごとに消毒したものを用います。
- ・お客様の身体の状況が安定していて、入浴による状況の変化がないと認められる場合には、主治医の意見を確認した上で、看護職員に代え、介護職員を派遣することがあります。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 事前に介護支援専門員とご相談ください。
- ② 当事業所職員がお伺いいたします。
- ③ 契約締結後、居宅サービス計画書に沿ったサービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① お客様の都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等でやむを得ない事情により終了させていただく場合は、終了1か月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護老人福祉施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援又は非該当（自立）と認定された場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・ 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払を3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、又はお客様やご家族などが事業者やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

5 利用料金

(1) 利用料

介護保険から給付サービスを利用する場合は、所得に応じて基本料金の1割又は2割又は3割負担です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【料金表－1回あたり基本料金】

入浴の区分	基本料金	利用者負担金		
		1割	2割	3割
訪問入浴介護（全身入浴）	12,660円	1,266円	2,532円	3,798円
訪問入浴介護（清拭、部分入浴（洗髪、足部浴等））	11,390円	1,139円	2,278円	3,417円
介護職員3名での入浴介護	12,020円	1,202円	2,404円	3,606円

【加算】

入浴の区分		基本料金	利用者負担金		
			1割	2割	3割
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合（1月につき）	2,000円	200円	400円	600円
介護職員等処遇改善加算 V(13)※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算減算の合計の4.4%			
特別地域加算	1月あたりの基本サービス単位数に加算率を乗じて算定	上記基本部分の15%を加算			

※ 介護保険法に定める基準単位等が改正された場合、基本料金はその単位に単価を乗じた額に読み替え、加算には、その単価もしくは加算率に読み替えるものとします。

(2) サービス内容の変更

サービス利用当日に、お客様の体調不良等の理由で予定されていたサービスの実施がない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は変更したサービスの内容に応じたサービス利用料金を請求します。

(3) その他

① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話料金等はおお客様のご負担となります。

② 料金の支払方法

特別な場合を除き、毎月 20 日までに前月分の利用料を請求させていただきます。口座振替又は納付書でお支払いください。

6 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスの提供を行う訪問入浴介護員

サービス提供時に、担当の訪問入浴介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問入浴介護員が交代してサービスを提供します。

(2) 訪問入浴介護員の交代

① お客様からの交代の申出

選任された訪問入浴介護員の交代を希望する場合には、当該訪問入浴介護員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問入浴介護員の交代を申し出ることができます。ただし、お客様から特定の訪問入浴介護員の指名はできません。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

お客様は前項の「3 サービスの内容」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問入浴介護サービスの実施に関する指示、命令

訪問入浴介護サービスの実施に関する指示、命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問入浴介護サービスの実施にあたってお客様の事情、意向等に十分配慮するものとします。

(4) 訪問入浴介護員の禁止行為

訪問入浴介護員は、お客様に対する訪問入浴介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ・ お客様若しくはその家族からの金品等の授受および貸借
- ・ お客様本人以外の方に対する訪問入浴介護サービスの提供
- ・ その他お客様若しくはその家族等に行う迷惑行為

7 ハラスメント防止の取り組みについて

(1) 当事業所は、ハラスメントに対する対応方針を策定し、訪問入浴介護員個人の尊厳が保たれる職場環境の整備に努めます。

(2) 訪問入浴介護員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また定期的に話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握に努めます。

(3) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に

対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講ずるものとします。

8 虐待防止の取り組みについて

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 当事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問入浴介護員に周知徹底します。
- (2) 当事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 当事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (4) 当該事業所従業員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを土庄町に通報します。
- (5) 当事業所は次の通り虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

虐待防止に関する責任者 土庄町健康福祉課長

虐待防止に関する担当者 鳥井基史

9 業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10 感染症の取り組みについて

当事業所において感染症の発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともにその結果について訪問入浴介護員に周知徹底します。
- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 訪問入浴介護員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11 身体的拘束等の適正化について

- (1) 当事業所は利用者又はほかの利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととします。
- (2) 身体的拘束を行う場合はその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由を記録します。

12 秘密の保持

サービスを提供する上で知り得たお客様及びお客様の家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続いたします。

13 緊急時の対処方法

- (1) 緊急時の対応

サービスの提供中に病変等があった場合は、速やかに主治医やあらかじめ事業者が定めた協力医療機関、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

(2) 事故発生時の対応

当事業所職員の過失により事故が発生した場合は、誠意をもって対応します。

14 衛生管理

当事業者は、訪問入浴介護サービスに使用する用品を常に清潔に保持し、定期的な消毒を施すほか、特にお客様の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用します。

15 サービス内容に関する苦情

(1) お客様相談、苦情相談

訪問入浴介護サービスや居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについてのご相談、苦情を承ります。

連絡先 土庄町訪問入浴サービスセンター相談・苦情受付窓口 鳥井基史

電話 0879-62-1234 (月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時00分)

連絡先 土庄町健康福祉課 介護保険担当者

電話 0879-62-7002 (月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分)

連絡先 香川県国民健康保険団体連合会 介護保険課

電話 087-822-7453 (月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分)

令和 年 月 日

訪問入浴介護サービスの提供開始にあたり、お客様に対して本書面に基づき、重要な事項を説明しました。

事業者土庄町

所在地：香川県小豆郡土庄町淵崎甲 1400 番地 25

説明者：土庄町訪問入浴サービスセンター

_____ 印

私は本書面により、事業者から訪問入浴介護サービスについての重要な事項について説明を受け同意しました。

利用者

住所：_____

氏名：_____ 印

私は、本人の意思を確認し本人に代わり上記署名を行いました。

本人との関係：_____

署名代行事由：_____

署名代行者住所：_____

氏名：_____ 印

連絡先：_____